平成31年1月

厚生労働省では、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持している企業を「安全衛生優良企業」として認定しています。労働者の健康保持増進・メンタルヘルス・過重労働防止などの面で、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながる制度です。

今回は、この「安全衛生優良企業認定制度」についてご紹介いたします。

安全衛生優良企業

「安全衛生優良企業」の認定を受けるためには、過去3年間に労働安全衛生関連の重大な法令違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取り組みを行っていることが求められます。



「安全衛生優良企業公表制度」は、労働安全衛生に関して積極的な取り組みを行っている認定企業の企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取り組みを促進するための制度です。

安全・健康で働きやすい職場を増やしていくために、平成27年6月から申請受付を開始しました。まだ比較 的新しい制度であり、いわゆる「ホワイト企業」としてのイメージづくりにも大いに寄与するものといえます。



この認定を受けると認定マークを利用することができます。健康・安全・働きやすい優良企業であることを求職者に対してPRできますし、優良マークを広報や商品に使用し、取引先や消費者に対してもPRでき、企業イメージの向上にもつながります。

また、厚生労働省のホームページでも認定を受けた企業名を公表し、この制度の認知度を高めていくための広報を実施しています。加えて、間接的なメリットとして、この認定によって労働安全衛生水準の取り組みレベルを示すことにより、社員の働く意欲や生産性を向上させることにもつながります。

現在も「安全衛生優良企業セミナー&発表会」を厚生労働省委託事業として、全国の主要都市で実施しております。興味がありましたらご参加ください(東京では2月5日火曜に渋谷で開催されます)。

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員(特定社会保険労務士)がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。 神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060